

令和2年3月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和2年3月24日（火曜日）

令和2年3月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年3月24日(火曜日) 午後2時00分～午後3時50分

2 開催場所 南大隅町本庁 会議室

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	2番	富 田 良 成
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	7番	東 山 崎 勝 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 里中 義郎
事務局主幹 戸島 和則
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第111号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第112号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第113号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第114号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和2年3月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は12名です。全員出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、3番の北之口委員と5番の淵脇委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第111号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は9件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2ページをお開きください。農地法第3条の許可申請でございますが、所有権の移転
に関するものが9件でございますが、関連がございますので、9件一括で説明をさせて
いただきます。議案書をもとに説明します。

(議案第100号 受付番号1番から9番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該
当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

12番： はい。

議長： 横原委員どうぞ。

12番： 12番、横原です。申請件数9件、筆数15筆と多数ありましたので、3月15日、19
日に申請者代理人立ち合いの下、現地調査を行いました。受付番号1番、2番、3番、4
番、6番、7番、8番は地区、畑ともに同じ条件でしたので、合わせて報告したいと思
います。現地は50年程前に構造改善事業により畑地造成されたところで、10年から15
年前まで澱粉用甘藷の産地として耕作されていましたが、耕作者が高齢化に加え、山並
み造成、等高線造成であり近代農業に不向きなことから、耕作されていない放棄地の状
態でした。〇〇さんは、所有権移転後は草地として利用することで、すでに70馬力の
トラクターも購入されております。当面は草地として耕作し、将来はこの地域に〇〇の
建設を考えていらっしゃるそうです。続きまして受付番号5番ですが、〇〇の北側にあ
り、現在は近隣の住民が譲渡人から借りて菜園として耕作されておりました。今後は、〇
〇さんと利用権設定を結び、利用されるとのことでした。〇〇さんは集落、公民館から
近いということで、将来は外国人実習生の研修施設、宿泊施設を建設するとのこと
です。続いて受付番号9番の〇〇は、受付番号1番、2番、3番、4番、6番と同じ条件
でしたが、〇〇の方は10年程前までお茶を栽培されておりましたが、現在は耕作放棄地とな
っており荒れている状況で、〇〇さんに集落にも近いため購入する考え方を聞きましたら、

譲渡人の方から〇〇を売る条件として、ここも購入していただきたいと打診があったため、購入されたところですが。購入後は、お茶を伐根してから草地として耕作し、将来は外国人実習生の宿泊施設を建設する予定とのこと。〇〇さんは、〇〇の方にも信用がありまして、今後、数ヶ月間は〇〇さんの3条申請が出される気がします。以上です。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。一括して質疑を行います。ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。関連してでございますが、通常であれば3条申請に関しましては、譲受人の計画を添付する必要はないところですが、今回は9件で20,000㎡を超える取得ということもありまして、〇〇から今後の土地利用に関する考え方を示してくださいとお願いしまして、回答書をいただいております。その中でも、横原委員が申し上げられました、地力回復の土地還元、草地としての利用、甘藷を植え付けて黒豚の飼料原料にすることが記載されており、将来的な〇〇建設計画についても記載されております。以上です。

10番： はい。

議長： 徳留委員どうぞ。

10番： 徳留ですが、受付番号9番の〇〇のところですが、荒れていても〇〇円で購入するのですか。

12番： 高いような気がしますし、この茶畑の中にお墓もありまして、1回目の吉田推進委員との現地調査の時にも気になったものですから、〇〇の担当者に、ここを買ってどうするのかと聞いたところ、〇〇を購入したいので、仕方なく購入する。と言っておりました。

8番： はい。

議長： 田淵委員どうぞ。

8番： 8番、田淵です。〇〇は規模的に大きいのですかね。〇〇の方でも何ヶ所か〇〇を持っていますが、新しいうちは気づかなかったのですが、古くなると相当匂いがきついに感じます。〇〇辺りはどのような感じですか。

12番： 〇〇でもあります。風向きによっては騒音があったり、匂いも結構ありますが、〇〇に関しましては、〇〇さんのおかげで開発されたということもありまして、そこは。

8番： 〇〇も匂いはあるんですが、やはり、そこで生活をしている農家もあるわけですから、なかなか行政が対応してくれというのがありますが、一気に解決する問題でもないでしょうから。

12番： 申請されているところに〇〇を建てるとなると集落に近いですから。

議長： 〇〇に限らず、畜産の排せつ物は、養豚は浄化槽の設置とか、最近は大変厳しくなってきましたが、浄化槽から出る汚水などについても、委員の皆さんも地域内を注視していただき、保健所の方とも連携を取りながら検査もできるのではないかと考えております。このような施設が増えてくると、悪臭がするのではと思いますが、局長その辺りはどうですか。

事務局： 新規で建設する場合は、環境保全協定書、新たに畜舎を作る場合は、特にしっかりした処理施設をと言われておりますが、匂いがしている現状はあります。完全に匂いがしないという装置がないと思います。本人たちの臭感もありますし、役場にも何件か通報はあったりして、その都度、現場に行くと匂いがするのでお願いしている状況です。ただ、匂いがゼロになるというのは、今の技術ではなかなかだとは思いますが、あとは、そこで事業をされる方とそこで作業をされる方、その前に確約は取りますが、そこになってくるのではないかとと思います。昔よりは低減されていると思います。先ほど会長が言われましたとおり、保健所なり振興会で指導にはいきます。

議長： 何もないところに、そのような施設ができるわけですから、悪臭を考えるのは当然のことだと思います。

議長： よろしいですか。
他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたしますが、1番から9番まで採決いたします。議案第111号、受付番号1番から9番まで許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第111号、受付番号1番から9番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第112号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は1件です。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局： 21ページをお開きください。今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第112号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議長： 私の担当区ですので、私の方から現地調査の報告いたします。

議長： 去る3月19日に淵脇委員、事務局で現地調査を行いました。現地は〇〇の〇〇から

〇〇、〇〇に抜ける〇〇の一角でございます。申請地の西側は雑木林、杉林が点在しており、東側の末端に位置しています。傾斜地で面積が2,505㎡ありますが、2段になっておりました。南側は雑木林で日陰地であったせいか、耕作には不向きであったと想定されます。北側は畑がありますが、遊休化が進んでいたりしておりました。始末書が添付されておりますが、平成15年に植林をしたということで管理としてはきれいに枝打ちをしたり、あるいはクヌギも一度か二度程度、利用されている状況で、隣接への被害も考えられないし、今後、農地として開発する場所でもなく、今回の4条申請については、やむを得ない、妥当ではないかと思えます。審議方、よろしくお願いします。

議長： これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。本日お配りしております資料の11ページ、12ページに現地の写真を添付しております。

8番： はい。

議長： 田淵委員どうぞ。

8番： 8番、田淵です。畑に植林をする場合、今までいくらでもあったと思いますが、今回、この申請を出されたのは何かあるのですか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。特にお聞きした中では、登記を山林に変えたいという理由だけでした。転売ということも聞いておりませんし、要は、現況を見て山林に変えたいという話しです。現況のみであれば、税務課で変えられることをお伝えしたところ、登記まで変えたいということで、今回の申請になったところです。

8番： 恐らく、非農地では許可は出ないでしょうが、4条をすれば良いということ。

事務局： はい。

議長： 事務局。

事務局： はい。5条申請と同じで、1種農地、2種農地それぞれ許可の要件がございますので、そこは場所によるものです。例えば、1種農地の真ん中を4条で山林にするとかはできませんので、今回、2種農地で問題ない土地でしたから、4条で申請を提出されたところです。

8 番： 2種農地であっても、ここに非農地証明が出されても否決されるような土地ですよ。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： 内規上、非農地では該当しないです。ですから、申請人には非農地では許可は出まさんと伝えてあります。

8 番： 非農地にならないから4条申請。

事務局： 今回の申請は追認となっており植林後ということで、本来であれば、あと何年か後に、非農地になるのですが、今、登記を変えたいということだったので、4条申請を提出いただきました。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第112号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第112号、受付番号1番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： 次に議案第113号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は3件です。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局： 29ページをお開きください。今月の農地法第5条の許可申請は3件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第101号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

5 番： はい。

議 長： 淵脇委員どうぞ。

5 番： 5番、淵脇です。3月18日に会長、田淵委員、半田推進委員の事務局で現地調査を行いました。現地の状況として、以前は農地として水稻を栽培しておりましたが、現在は、未耕作で遊休農地化していました。意見としまして、〇〇より東へ50m位のところ

にあり、以前は譲渡人の両親が水稻を作付けしておりましたが、父が亡くなり現在は、未耕作地となっています。今後も耕作する見込みもないため、売買し、当該地に太陽光発電施設を設置するための5条許可申請であります。当該地については、今後も農地として耕作する予定もなく、隣接地の農地も遊休化していることから問題はないと思われまます。その他の意見としまして、現地に行きましたところ、譲渡人の認識不足により、一部において事前着手がされていたということで、譲渡人に違法行為であることを注意し、譲受人の〇〇に始末書を添付させることを条件として話しをしたところです。以上、審議をお願いします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

推進委員の皆さんからもご意見などございますか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。淵脇委員の報告でもありましたが、現地に一部、無断転用で土砂が持ち込まれている状況がございました。本来であれば、譲受人は知らなかったということですので、譲渡人から始末書を添付させるところではございますが、すでに仮契約も済んでおり、内金も支払っているということを考慮しまして、譲受人に始末書を添付させるのが妥当ではないかと現地で判断しまして、譲受人の方に始末書の提出を要求したところです。3月19日付けで譲受人の〇〇より始末書が提出されておりますので、お伝えいたします。以上です。

2番： はい。

議長： 富田委員どうぞ。

2番： 2番、富田です。この土地の周辺は構造改善がされている土地ですか。航空写真を見れば、工事がされているような土地のようですが。ここは、耕作されているのか。教えてください。

議長： 淵脇委員。

5番： 私の記憶では、ここは構造改善地区ではなく、以前は耕作されていたと思われまます。現地に行きましたら、航空写真のような地形ではなく、土砂を入れられて1枚になっていました。今回の申請の土地は関係ありませんが、原形ととどめない1枚の畑になっていました。現在のところ、ここを畑と使用するのであれば、問題はないと判断しております。

2番： 写真を見る限り、水田だったような気がしますが、この広さがどれくらいあって、今回の申請に許可を出すということになれば、少し気になりますが。ここは今、耕作されているのかいないのか。

5番： されていません。

議 長： この写真を見ると広いように見えますが、実際は広くはなかったです。

2 番： この写真を見れば、非常に優良農地のような気がしまして、構造改善が施工されたような地形にもなっており、このような土地の中にポツンとこのようなものができるのであれば、許可できるのかできないのかの判断になると思います。いま現在、耕作されていないということになれば、違ってくるのではと思います。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。現地は 43 ページの航空写真で申し上げますと、白線で囲まれた右側の〇〇と記載された、下側の土地辺りから南側が埋め立てられていた状況で、〇〇と記載された北側の農地はそのままの状態でした。ここについては、土地改良事業は入っておりません。ご自分達で開かれた土地ということです。ただ、方位が記してあるところから北側とその方位が記してある左側の〇〇の左の〇〇から北側は県営土地改良事業が施工されている土地でございます。

5 番： 今、事務局からあったように、ご自分たちで開いて、ご自分たちで埋立てをされたということです。

2 番： この広い土地にできるのかできないのということを判断しなければと思いますが。他も全く耕作されていないということになれば、仕方のないことだと思いますが。ここが耕作されていて、ここだけがというとなるとどうかと思ったものですから。

議 長： 暫時、休憩といたします。

(暫時、休憩)

議 長： 休憩前に引き続き、再開いたします。

議 長： 事務局。

事務局： はい。農地の広がりにつきましては、申請地を含めて 1.7ha。〇〇と記しております右側の〇〇から南側となります。先ほど申し上げました、基盤整備をされたところについて、〇〇が入っておりますので、そこで集団性は分断されているという考え方です。先ほどから出ておりま〇〇、申請地の右側ですが、ここが約 4,000 m²の広がり、〇〇だけで申し上げますと約 2,500 m²でございます。以上です。

議 長： ご意見ございませんか。
よろしいですか。
(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 113 号、受付番号 1 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 113 号、受付番号 1 番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： それでは、次に議案第 113 号、受付番号 2 番について事務局より説明を求めます。

事務局： 44 ページをお開きください。

(議案第 113 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

5 番： はい。

議 長： 淵脇委員どうぞ。

5 番： 5 番、淵脇です。3 月 19 日に会長、田淵委員、半田推進委員の事務局で現地調査を行いました。現地につきましては、〇〇より東へ約 300m のところにあり、道路を挟んで住宅地に隣接しております。以前は本人が畑として野菜等を栽培していましたが、現在は未耕作地となっているため売買し、当該地に太陽光発電設備を設置するための 5 条許可申請であります。当該地は今後も畑として耕作する予定もなく、住宅もあり隣接に農地もないことから、問題はないと思われまふ。建設にあたって、南の町道側の土手が脆く崩れやすいことから、施設設置後に崩れる恐れがあるため、排水対策を考慮するよう条件といたしました。以上です。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

推進委員の皆さんからもご意見などございませぬか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

議 長： よろしいですか。
ご意見はありませぬか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 113 号、受付番号 2 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 113 号、受付番号 2 番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： それでは、次に議案第 113 号、受付番号 3 番について事務局より説明を求めます。

事務局： 55 ページをお開きください。

(議案第 113 号 受付番号 3 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

10 番： はい。

議 長： 徳留委員どうぞ。

10 番： 10 番、徳留です。3月19日に私と溝田委員、野村推進委員、会長、事務局で現地調査を行いました。現地は〇〇の北側150m位の〇〇から少し入ったところで、現在は家庭菜園として利用されており、様々な野菜が植えられていました。意見としまして、現地の周囲は住宅化が進んでおり、〇〇の近くで何ら問題はないと思われませんが、北側に畑があり耕作されているので、日陰等にはよく話し合っ注意するようにしてくださいと念をおしときました。皆様の審議方、よろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

5 番： はい。

議 長： 徳留委員どうぞ。

5 番： 1ヶ所、56 ページの下から2段目の被害防除施設の概要のところですが、用水路に流すとなっておりますが、この用水路というのは末端であり、すぐ近くが排水路となっております。水田には何ら支障はございません。

議 長： ご意見ございませんか。

1 番： はい。

議 長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 1 番、吉永です。59 ページの配置図で同じ土地に水田と畑があるということですか。

5 番： 建物を建てる場所は、2m程度盛り土がしてあり、以前は水田として1筆でしたが、数年前に埋め立てて畑にされました。

1 番： 分筆をして。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。〇〇につきましては、現在のところ1筆になっておりまして、先ほど徳留委員が言われましたとおり、配置図の真ん中の線で2m程のL型擁壁で仕切られております。分筆につきましては、58 ページに分筆計画図を添付しておりますが、宅地部分となる294 m²のみを分筆する計画であります。現況は畑と水田となっております。

議 長： よろしいですか。
ご意見はありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第113号、受付番号3番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第113号、受付番号3番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： 次に議案第114号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 64ページの議案第114号の議案書をご覧ください。
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第114号 議案書にもとづいて農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくをお願いします。

議 長： これより質疑に入りますが、受付番号8番、9番に富田委員に関する議題の提出がございました。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退席をいたします。

(富田委員 退席)

11番： よろしいですか。

議 長： 後藤委員どうぞ。

11番： 先ほども豚糞の話になりましたが、受付番号8番と9番のところですが、緑竹がきれいに伐根されたことは非常にうれしいことですが、〇〇さんのところの堆肥化した豚糞の捨て場所になる危惧があります。やはり、匂い等の注意は必要だと思っております。

議 長： 私も少し聞きましたし、契約内容には牧草となっておりますが、豚糞を振って牧草を

作るのが、そこ辺りが明確でない。

10番： まだ、搬入はされていないのですが。うちのはそんなに臭くはないといわれておりますが、慣れている方の鼻と慣れていない方の鼻では違いますから。

議長： 後藤委員が隣接でお茶を栽培されているものですから、お茶の現物に悪臭等が付着することを心配されているのだと思います。環境的な問題もお考えでしょうから。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。後藤委員が申し上げられたとおりですが、豚糞を持ち込んだ場合、そのままにしておけば野積みの状態となりますので、これはまた、法律に抵触するものだと考えます。ですが、持ち込んだ場合は速やかに、耕耘するとか対処していただかなければならないと思います。農業委員会としましても、経済課の畜産係と連携しながら注視しなければならないと考えます。

議長： 事務局の説明では納得されないかもしれませんが、現状を見極めてこのような問題はどんどん話しをしていただければよいかなと考えます。後藤委員よろしいですか。

5番： はい。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第114号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第114号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

(富田委員 着席)

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： よろしいですか。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： ①あっせん申出について

②行事予定について

③その他

(農地法第 52 条に基づく農地の賃借料情報の公表について)

(活動記録簿の記載の変更について)

議長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和 2 年 3 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員